



下水道の役割

1.生活環境を改善する。

下水道へ接続することにより、トイレは全て水洗化出来るようになり、同時に街中の水路がきれいになり、清潔で快適な生活環境を確保できます。

2.浸水から街を守る。

雨水を雨水用下水管へ流入させすみやかに排除させることにより下水道は浸水から街を守ります。

3.水質を保全する。

家庭や工場から排出される汚水を浄化センター（処理場）で十分に浄化したのち放流することにより、河川や海などの公共用水域の水質の保全が図られます。



下水道使用料

下水道使用料は上水道の使用水量に応じて計算され、水道料金と一緒に徴収されます。使用料の単価表は下記のとおりです。

| 種別 | | 区分 | 水 量（1箇月につき） | 使 用 料 |
|---------|--|---------------------|----------------------------|-------|
| 一般汚水 | 基本 | | 8立方メートル まで | 500円 |
| | | （一立方メートルにつき） 超 過 | 8立方メートル を超え 30立方メートル まで | 85円 |
| | 30立方メートル を超え 50立方メートル まで | | 95円 | |
| | 50立方メートル を超え 100立方メートル まで | | 105円 | |
| | 100立方メートル を超え 300立方メートル まで | | 115円 | |
| | 300立方メートル を超え 500立方メートル まで | | 120円 | |
| | 500立方メートル を超え 1000立方メートル まで | | 137円 | |
| | 1000立方メートル を超えるもの | | 141円 | |
| | 浴場業汚水 | | 1立方メートル につき | 47円 |
| 連 合 専 用 | 1戸あたりの使用料は一般汚水を適用する。 使用料算定の基礎となる水量は各戸均等に使用したものとみなす。 | | | |

※上記表の定めるところにより算定した金額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てるものとする。

2箇月検針で47m³使用した場合の計算式→47m³を前月23m³、検針月24m³使用したものとみなす。

A（前月分計算）23m³=〔500円（8m³までの基本料金）+（23m³-8m³）×85円〕×1.10≒1,950（10円未満切り捨て）

B（検針月分計算）24m³=〔500円（8m³までの基本料金）+（24m³-8m³）×85円〕×1.10≒2,040（10円未満切り捨て）

47m³に対する請求額=A+B=3,990円